

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成24年5月10日(2012.5.10)

【公開番号】特開2010-224199(P2010-224199A)

【公開日】平成22年10月7日(2010.10.7)

【年通号数】公開・登録公報2010-040

【出願番号】特願2009-71148(P2009-71148)

【国際特許分類】

G 03 G 21/06 (2006.01)

【F I】

G 03 G 21/00 3 4 0

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月16日(2012.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録媒体に画像を形成し、露光光を発する除電手段が移動可能に設けられた画像形成装置本体に着脱可能なカートリッジにおいて、

電子写真感光体と、

前記カートリッジが前記装置本体に装着された際に、前記電子写真感光体の表面に前記除電手段から発せられる露光光を照射するために、前記カートリッジの長手方向の端部において前記除電手段の前記長手方向と交差する方向の位置決めを行う位置決め部と、

を有し、前記カートリッジには前記除電手段から発せられる露光光を集光する集光手段が設けられていないことを特徴とするカートリッジ。

【請求項2】

前記位置決め部は、除電手段であるLED発光素子を位置決めすることを特徴とする請求項1に記載のカートリッジ。

【請求項3】

前記位置決め部は、前記長手方向に延びる筒型形状であって、前記カートリッジが前記装置本体に装着された際に、前記除電手段が前記長手方向に移動して嵌合することによって前記除電手段の位置決めを行うことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のカートリッジ。

【請求項4】

前記位置決め部は、前記長手方向の端部において前記除電手段の前記長手方向の位置決めも行うことを特徴とする請求項3に記載のカートリッジ。

【請求項5】

前記位置決め部は、V字形状をしており、前記カートリッジが前記装置本体に装着された際に、前記除電手段と係合することによって前記除電手段の位置決めを行うことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のカートリッジ。

【請求項6】

前記位置決め部は、前記電子写真感光体を支持する枠体に設けられたことを特徴とする請求項1乃至請求項5のいずれか1項に記載のカートリッジ。

【請求項7】

前記電子写真感光体は感光体ドラムであって、前記長手方向は前記感光体ドラムの軸線

方向であることを特徴とする請求項 1 乃至請求項 6 のいずれか 1 項に記載のカートリッジ。

【請求項 8】

前記除電手段は、前記電子写真感光体の長手方向の一方端側に設けられており、前記位置決め部は、前記除電手段の光軸が前記電子写真感光体の長手方向の他端側に照射されるように、前記除電手段を位置決めすることを特徴とする請求項 1 乃至請求項 7 のいずれか 1 項に記載のカートリッジ。

【請求項 9】

カートリッジが着脱可能な画像形成装置において、
移動可能に設けられた露光光を発する除電手段と、
請求項 1 乃至請求項 8 のいずれか 1 項に記載のカートリッジを取り外し可能に装着するための装着手段と、

を有することを特徴とする画像形成装置。

【請求項 10】

前記除電手段は、LED 発光素子であることを特徴とする請求項 9 記載の画像形成装置。

【請求項 11】

前記除電手段は、前記長手方向及び前記長手方向と交差する方向に移動可能であって、前記カートリッジが前記装置本体に装着された際に、前記除電手段が前記長手方向に移動することによって、前記位置決め部と嵌合することによって前記交差する方向の位置決めがなされることを特徴とする請求項 9 又は請求項 10 に記載の画像形成装置。

【請求項 12】

前記除電手段は、前記長手方向と交差する方向に移動可能であって、前記カートリッジが前記装置本体に装着された際に、前記位置決め部と係合することによって前記交差する方向の位置決めがなされることを特徴とする請求項 9 又は請求項 10 に記載の画像形成装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

上記目的を達成するための本発明に係る代表的な構成は、記録媒体に画像を形成し、露光光を発する除電手段が移動可能に設けられた画像形成装置本体に着脱可能なカートリッジにおいて、電子写真感光体と、前記カートリッジが前記装置本体に装着された際に、前記電子写真感光体の表面に前記除電手段から発せられる露光光を照射するために、前記カートリッジの長手方向の端部において前記除電手段の前記長手方向と交差する方向の位置決めを行う位置決め部と、を有し、前記カートリッジには前記除電手段から発せられる露光光を集光する集光手段が設けられていないことを特徴とする。